

実施方針に関する質問への回答

| No. | 頁 | 項目 | | | | 内容 | 回答 |
|-----|-----|----|---|-----|--------------|---|--|
| 1 | 6 | 第1 | 1 | (6) | | 新仁井田浄水場の水利使用許可水量について、本事業の計画浄水量に合わせて更新予定となっておりますが、更新予定の時期が決まっているようでしたらご教示ください。 | 令和4年度末を予定しています。 |
| 2 | 6 | 第1 | 1 | (6) | | 図表6 新仁井田浄水場の概要「水利使用許可水量」について「※新浄水場の建設に併せ、新たな取水施設（第4取水口）を建設予定」とありますが、取水施設の本事業との取合い点（位置・水位等の条件）、建設完了時期をご教示下さい。 | 募集公告時に示します。 |
| 3 | 6~7 | 第1 | 1 | (6) | | 新仁井田浄水場と豊岩浄水場の概要に、各浄水場の計画浄水量と計画一日最大給水量が示されています。両浄水場の原水水質に大きな差が無いことが予想され、浄水処理方式も同様の方式が示されています。各浄水場の浄水損失は、新仁井田浄水場が9.2%、豊岩浄水場が11.7%で2.5%の差がありますが、その要因をご教示ください。 | 過去の実績より設定しています。 |
| 4 | 7 | 第1 | 1 | (6) | | 豊岩浄水場の水利使用許可水量について、本事業の計画浄水量に合わせて更新予定となっておりますが、更新予定の時期が決まっているようでしたらご教示ください。 | 令和4年度末を予定しています。 |
| 5 | 7 | 第1 | 1 | (6) | | 図表7 豊岩浄水場の概要「水利使用許可水量」について、既設豊岩浄水場の取水能力は40,550m ³ /日あり、本事業で事業者が提案する工程に合わせて「水利使用許可水量」を更新していただけるとの理解で宜しいでしょうか。 | No.4を参照 |
| 6 | 7 | 第1 | 1 | (6) | | 図表7 主要な施設「急速ろ過池（改造）」について、既設豊岩浄水場のろ過時間、表洗時間、逆洗時間が分かるタイムチャート等の資料をご提示いただけないでしょうか。 | ろ過逆洗タイムチャートは次のとおりです。 ・1池に対して ①水位降下：10分 ②逆洗：14分 ③表洗遅延：1分 ④表洗：6分 ⑤洗浄間隔：36分 ※⑤の洗浄間隔タイムアップ後、次の池へ ※4池/日逆洗実施。 ※対象池の洗浄間隔は48時間。 |
| 7 | 12 | 第1 | 1 | (7) | 図表12 新仁井田浄水場 | 整備対象外施設となっている管理用建物、太陽光発電設備、場内整備は、事業者の行う基本設計に合わせ、発注時期や完了時期を設定していただけると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 ただし、配置計画までとしている見学・研修施設等については、局の設定する工期で整備します。 |
| 8 | 12 | 第1 | 1 | (7) | 図表12 | 整備対象施設の既存施設撤去施設のうち、P13※1に示される「既存脱水汚泥管理棟およびストックヤードは、局が別途発注する同施設の整備が完了した後に撤去できる」との表記がありますが、施工開始および完了時期はいつでしょうか。 | No.7を参照 |
| 9 | 12 | 第1 | 1 | (7) | 造成 | 整備対象施設の既存施設撤去施設のうち、P13※1に「既存脱水汚泥管理棟およびストックヤードは、局が別途発注する同施設の整備が完了した後に撤去できる」との表記がありますが、施工開始および完了時期はいつでしょうか。 | No.7を参照 |
| 10 | 12 | 第1 | 1 | (7) | | 本事業の設計、工事対象範囲について、既存施設撤去に関しては、新設施設の基礎に影響のない範囲で杭などを存置することは可能でしょうか。 | 杭も含め、全て撤去対象です。 |
| 11 | 12 | 第1 | 1 | (7) | 図表12 | 整備対象施設の既存施設撤去施設のうち、脱水汚泥保管棟等に杭がある場合はその撤去までが対象となるのでしょうか。 | No.10を参照 |
| 12 | 12 | 第1 | 1 | (7) | 図表12 | 整備対象施設の造成の範囲は、別紙3「新仁井田整備予定地」の「整備用地」という理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

実施方針に関する質問への回答

| No. | 頁 | 項目 | | | | 内容 | 回答 |
|-----|----|----|---|-----|------|---|--|
| 13 | 12 | 第1 | 1 | (7) | | 基本設計の基礎情報として、本事業に関する基本検討業務成果等を借用頂くことは可能でしょうか。 | 開示の予定はありません。 |
| 14 | 12 | 第1 | 1 | (7) | | 図表12に基本設計のみ対象となる施設が複数ありますが、技術提案書にはどの程度の記載が求められる予定でしょうか。 | 事業者提案とします。 |
| 15 | 13 | 第1 | 1 | (7) | ※1 | 「既存脱水汚泥保管棟およびストックヤード」が整備完了する時期をお教え下さい。 | No. 7を参照 |
| 16 | 13 | 第1 | 1 | (7) | 図表12 | 整備対象外施設の管理用建物、太陽光発電設備、場内設備については、建設工事完了の令和10年4月以降に整備されると理解して宜しいでしょうか。 | No. 7を参照 |
| 17 | 13 | 第1 | 1 | (7) | ※2 | 図表12 「見学・研修施設については、局の指示に基づく配置とする。」とありますが、局の指示がでる時期（公告時、一次技術提案時、基本設計時等）について教示ください。 | 募集公告時に示します。 |
| 18 | 13 | 第1 | 1 | (7) | ※2 | 見学・研修施設の配置計画指示はいつ頃を見込んでいますか。 | No. 17を参照 |
| 19 | 13 | 第1 | 1 | (7) | ※2 | 見学・研修施設の配置は、どの段階で指示いただけるのでしょうか。 | No. 17を参照 |
| 20 | 13 | 第1 | 1 | (7) | | 図表12 ※2「見学・研修施設」は、別紙3「見学・研修施設建設予定地」に配置を計画することが必須でしょうか。 | 必須です。 |
| 21 | 13 | 第1 | 1 | (7) | 図表12 | ※2 「見学・研修施設については、局の指示に基づく配置とする。」とありますが、具体的な情報を開示頂ける機会を御教示願います。 | 募集要項等で示します。 |
| 22 | 13 | 第1 | 1 | (7) | 図表12 | ※2 見学・研修施設について配置の指定場所は募集公告時に提示されるとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 23 | 13 | 第1 | 1 | (7) | ※3 | 工事用仮設橋の詳細は公告時にご提示いただけるとの理解で宜しいでしょうか。 | 令和4年4月以降となります。 |
| 24 | 13 | 第1 | 1 | (7) | 図表12 | 「工事用仮設橋」の維持管理動線を具体的にご提示願います。 | 維持管理動線は、事業者提案による配置計画によりますが、汚泥移送や薬品の搬入を想定しています。 |
| 25 | 13 | 第1 | 1 | (7) | | 工事用仮設橋について、局の別途発注工事として令和4年度に整備予定となっておりますが、その情報は開示頂けるという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 26 | 13 | 第1 | 1 | (7) | | 図表12 ※3「工事用仮設橋は、・・・維持管理用通路として利用する」とありますが、想定されている利用内容、頻度、時間等をご教示下さい。 | 利用内容は汚泥移送や薬品の搬入を想定しています。頻度は要求水準書（案）P60～61のとおりです。 |
| 27 | 13 | 第1 | 1 | (7) | ※3 | 工事用仮設橋の整備工程表をご教示願います。 | No. 23を参照 |
| 28 | 13 | 第1 | 1 | (7) | | 新仁井田図表12の※3に記載されている、局が令和4年度に整備予定の工事用仮設橋の発注図書はいつ頃公開されますでしょうか。 | No. 23を参照 |
| 29 | 13 | 第1 | 1 | (7) | 図表12 | 整備対象外施設に含まれる「場内整備」については、場内道路、側溝、フェンスなどの外構等も含まれると考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

実施方針に関する質問への回答

| No. | 頁 | 項目 | | | | 内容 | 回答 |
|-----|----|----|---|-----|------|---|--|
| 30 | 13 | 第1 | 1 | (7) | 図表12 | 整備対象外施設の建設工事について、事業者が実施する整備対象施設の建設工事との工程・工事調整に関する協議を実施頂けるとの理解で宜しいでしょうか。 | 要求水準書（案）P62「5（1）ク」に記載のとおりです。 |
| 31 | 13 | 第1 | 1 | (7) | | 図表12 ※1「既存脱水汚泥保管棟およびストックヤードは、局が別途発注する同施設の整備が完成した後に撤去できる。」とありますが、整備完成時期をご教示下さい。 | No.7を参照 |
| 32 | 13 | 第1 | 1 | (7) | ※1 | 『既存脱水汚泥保管棟およびストックヤードは、局が別途発注する同施設の整備が完成した後に撤去できる。』と記載されていますが、別途発注される施設整備の工程表をご教示願います。 | No.7を参照 |
| 33 | 14 | 第1 | 1 | (7) | | 豊岩取水場については、取水量増加に伴い取水ポンプ設備の更新も必要になるかと考えますが、設計対象外と考えて宜しいでしょうか。 | 取水量増加に対応できる取水ポンプが設置されているため、更新の必要はありません。 |
| 34 | 14 | 第1 | 1 | (7) | | 豊岩取水場の参考図を提示いただけないでしょうか。 | 開示します。 開示方法について別途、局ホームページでお知らせします。 |
| 35 | 14 | 第1 | 1 | (7) | 図表12 | 整備対象外施設となっている粉末活性炭棟、管路施設、場内整備は、事業者の行う基本設計に合わせ、発注時期や完了時期を設定していただけると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 36 | 14 | 第1 | 1 | (7) | 図表12 | 整備対象外施設の粉末活性炭棟については、内部の注入設備が整備対象となっていますが、施工完了時期はいつでしょうか。 | No.35を参照 |
| 37 | 14 | 第1 | 1 | (7) | 図表12 | 整備対象外施設の管路施設、場内整備については、建設工事完了の令和10年4月以降に整備されると理解して宜しいでしょうか。 | No.35を参照 |
| 38 | 14 | 第1 | 1 | (7) | 図表12 | 整備対象外施設における場内整備（舗装等）は事業者が基本設計を実施することとなっていますが、側溝やフェンスなどの外構等も含まれると考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 39 | 14 | 第1 | 1 | (7) | 図表12 | ※1「豊岩送水ポンプの吐出側配管は、建屋外までを事業者の施工範囲とする。」とありますが、施工範囲は、建屋外第一フランジまでとの理解で宜しいでしょうか。 | 建屋外の第一継手までとします。 |
| 40 | 14 | 第1 | 1 | (7) | 図表12 | ※1の「豊岩送水ポンプの吐出側配管は、建屋外までを事業者の施工範囲とする」との表記であるが、壁貫通の埋込管までを事業対象とし、埋込管は更新することの意味でしょうか。 | No.39を参照 |
| 41 | 14 | 第1 | 1 | (7) | | 豊岩送水ポンプの吐出側配管の施工範囲の取合いは決まっていますでしょうか。また、施工範囲が決まっている場合は、取り合い図面も開示頂けるという理解で宜しいでしょうか。 | No.39を参照 |
| 42 | 14 | 第1 | 1 | (7) | | 図表12 ※1「豊岩送水ポンプの吐出側配管」について、建屋外の取り合い点をご教示下さい。 | No.39を参照 |
| 43 | 15 | 第1 | 1 | (9) | イ | 設計・建設期間について令和5年2月～令和10年3月となっておりますが、着工時期、整備の順序は事業者提案という理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりですが、着手時期は、補助金および交付金の交付条件に支障がない状況であることを要します。 |
| 44 | 15 | 第1 | 1 | (9) | イ | 事業期間について、設計・建設期間は試運転期間も含むとありますが、試運転期間は事業者提案という理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

実施方針に関する質問への回答

| No. | 頁 | 項目 | | | | 内容 | 回答 | |
|-----|----|----|---|------|------|--|---|---|
| 45 | 15 | 第1 | 1 | (9) | | 今回の事業対象である新仁井田浄水場施設が多岐に亘り、場所の離れた豊岩浄水場施設や豊岩取水場施設も今回の事業対象であることを踏まえ、部分引渡しを提案することは可能でしょうか。 | 募集要項等で示します。 | |
| 46 | 15 | 第1 | 1 | (9) | | 設計・建設期間が長期のため、部分竣工、引渡しは可能でしょうか。 | 募集要項等で示します。 | |
| 47 | 15 | 第1 | 1 | (9) | | 引渡し時に必要な資料・書類は、着工前に明確に、ご提示いただけるとの理解で宜しいでしょうか。 | 募集要項等で示します。 | |
| 48 | 15 | 第1 | 1 | (10) | 図表13 | 事業 スキーム | 建設JVは甲型、乙型どちらでも宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 49 | 15 | 第1 | 1 | (10) | 図表13 | 事業 スキーム | 建設JVの種類は、事業者側で決定できるとの認識ですがこのような理解で宜しいでしょうか。 | No. 48を参照 |
| 50 | 15 | 第1 | 1 | (10) | | | 特定建設工事共同企業体（建設JV）の形態は、民間提案という理解で宜しいでしょうか。 | No. 48を参照 |
| 51 | 15 | 第1 | 1 | (10) | 図表13 | 工事 監理者 | 地域経済への貢献を踏まえ建設同様、設計JVは可能でしょうか。 | 設計を複数の企業で行うことは可能です。その場合は、1社が参加資格要件を全て満たすことが必要です。 |
| 52 | 15 | 第1 | 1 | (10) | 図表13 | 事業 スキーム | 設計企業は建設企業に含まれない、との理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 53 | 15 | 第1 | 1 | (10) | | | 事業スキームについて 「コンソーシアムは、施設の建設のために特定建設JVを設立することとする」とありますが、同じ工種の中で複数のJVを結成することは可能でしょうか。 例) 土木企業4社が2社JV+2社JV | 可能です。 |
| 54 | 15 | 第1 | 1 | (10) | | | 事業の計画・構想について、 「コンソーシアムは、施設の建設のために特定建設JVを設立することとする」とありますが、同じ工種の中で複数のJVを設立することは可能でしょうか。ご回答願います。 例えば、土木企業5社が3社JV+2社JV、建築企業4社が2社JV+2社JVなど | No. 53を参照 |
| 55 | 15 | 第1 | 1 | (10) | | | 事業スキーム（建設JV）について コンソーシアムは、施設の建設にあたり特定建設共同企業体（建設JV）を設立することとありますが、コンソーシアムの構成員以外の建設企業は、建設JVに参加できないものと理解して宜しいですか。 | ご理解のとおりです。 |
| 56 | 15 | 第1 | 1 | (10) | | | コンソーシアムの代表と建設企業代表は同一の企業でなくても良いとの認識ですが、このような理解で宜しいでしょうか。 | コンソーシアムおよび建設JVの代表企業は同一の企業である必要はありません。 |
| 57 | 15 | 第1 | 1 | (10) | | 事業 スキーム | コンソーシアムの代表と建設企業代表は同一の企業の必要がありますか。また、提案時の代表を別途立てることは可能でしょうか。 | コンソーシアムおよび建設JVの代表企業は同一の企業である必要はありません。 コンソーシアムおよび建設JVの代表企業の変更は原則として認めません。 |
| 58 | 16 | 第1 | 1 | (11) | | | 調査業務の中で「説明会等実施支援」がありますが、想定されている内容、回数などご教示願います。 | 現時点では想定していません。 |

実施方針に関する質問への回答

| No. | 頁 | 項目 | | | | 内容 | 回答 | |
|-----|----|----|---|------|------|--|--|--|
| 59 | 16 | 第1 | 1 | (11) | | 住民説明会等の場所と実施回数をご教示ください。 | No. 58を参照 | |
| 60 | 16 | 第1 | 1 | (11) | | 設計業務の中で「設計の伴う各種申請書類等の作成」がありますが、国庫補助を想定されていますでしょうか。想定される補助名称をご教示願います。 | 現時点では、「水道水源開発等施設整備費国庫補助金－水道水源開発施設整備費－水道施設機能維持整備費」、「生活基盤施設耐震化等交付金－水道施設等耐震化事業－緊急時給水拠点確保等事業－基幹水道構造物の耐震化事業」、「生活基盤施設耐震化等交付金－水道施設等耐震化事業－水道管路耐震化等推進事業－水道管路緊急改善事業」等を想定しています。 | |
| 61 | 16 | 第1 | 1 | (11) | 図表14 | 工事 監理者 | 建設工事の工事監理者についての条件は無いとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 62 | 16 | 第1 | 1 | (11) | 図表14 | 工事 監理者 | 建設工事の工事監理者について、設計企業以外の企業から工事監理者を選定することは可能でしょうか。 | 可能ですが、コンソーシアムの構成企業から選定する必要があります。 |
| 63 | 16 | 第1 | 1 | (11) | 図表14 | 工事 監理者 | 工事監理者の配置はいつから必要ですか。 | 建設工事の着手までに配置する必要があります。 |
| 64 | 16 | 第1 | 1 | (11) | 図表14 | 本事業に 係る対価 | 工事監理者はいつの時点までに届ける必要がありますか。 | 建設工事の着手までに届け出る必要があります。 |
| 65 | 16 | 第1 | 1 | (11) | 図表14 | | 設計に伴う各種申請書類等の作成について、国の補助金申請支援業務は含まれますでしょうか。 | 含まれます。 |
| 66 | 16 | 第1 | 1 | (11) | 図表14 | 建設 | 『工事監理者の配置』について、配置期間及び専任・非専任の別、常駐・非常駐の別をご教示願います。 | 募集要項等で示します。 |
| 67 | 17 | 第1 | 1 | (12) | | | 本事業に係る対価は「設計及び建設工事請負契約書」において定める額をコンソーシアムに支払うとありますが、設計、建設工事それぞれの金額は示されるのでしょうか。ご教示願います。 | 「設計及び建設工事請負契約書」で設計および建設工事それぞれの内訳金額を示します。 |
| 68 | 17 | 第1 | 1 | (12) | 図表15 | | 対価の支払いスケジュールを教えてください。 | 募集要項等で示します。 |
| 69 | 17 | 第1 | 1 | (13) | | | 設計は基本設計、詳細設計の順で実施いたしますが、基本設計で後戻り（基本事項の水位高低等の見直し等）の無いことが確認できれば、実施設計の完了したものから、令和6年7月以前であっても順次に着手しても宜しいでしょうか。 | 原則、全ての設計が完了後、着手できることとします。 |
| 70 | 17 | 第1 | 1 | (13) | 図表15 | | 図表15 設計完了は令和6年6月までと読み取れますが、設計が早期に終了する場合は、建設工事の着手を前倒しすることは問題ないでしょうか。 | 補助金および交付金の交付条件等に支障がない場合、問題ありません。 |
| 71 | 17 | 第1 | 1 | (13) | 図表15 | | 設計完了時期が事業スケジュールより早まった場合、令和6年7月より前から建設工事の着手を行うことは可能でしょうか。 | No. 70を参照 |
| 72 | 17 | 第1 | 1 | (13) | | | 建設工事の着手時期が定められていますが、提案により変更可能でしょうか。 | No. 69、70を参照 |
| 73 | 17 | 第1 | 1 | (13) | | | 図表15 事業スケジュールについて、令和6年7月の建設工事の着手は、設計の完了時期に合わせ見直ししても良いとの理解で宜しいでしょうか。 | No. 69、70を参照 |

実施方針に関する質問への回答

| No. | 頁 | 項目 | | | | | 内容 | 回答 |
|-----|----|----|---|------|---|--|---|---|
| 74 | 17 | 第1 | 1 | (15) | | | 水道事業変更認可申請、水利権許可申請については局の負担で対応で行うとの理解で宜しいでしょうか。また、それぞれの許可はいつごろを予定されているかご教示願います。 | 前段：ご理解のとおりです。 後段：認可および水利使用許可のいずれも令和4年度末を予定しています。 |
| 75 | 18 | 第2 | 1 | | | | どのようなテロ等を想定しておりますでしょうか。 | 平成30年9月に策定した仁井田浄水場更新基本計画を参考にしてください。 |
| 76 | 18 | 第2 | 2 | (2) | ア | | プロポーザル参加表明書等とはP24図表16の“参加資格確認申請書のこと”と理解して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりですが、詳細は募集要項等で示します。 |
| 77 | 19 | 第2 | 2 | (2) | | | 応募者が1者の場合でも評価基準を満足すれば優先交渉権者となるとの理解で宜しいでしょうか。 | 募集要項等で示します。 |
| 78 | 19 | 第2 | 2 | (5) | | | 応募者が1Grの場合でも本プロポーザルは成立するとの理解で宜しいでしょうか。 | 募集要項等で示します。 |
| 79 | 19 | 第2 | 2 | (2) | イ | | 技術提案の審査について 技術提案および提案価格の評価方法（加算方式、除算方式）および技術点と価格点の評価割合についてご教授ください。 | 募集要項等で示します。 |
| 80 | 19 | 第2 | 2 | (3) | | | 明確な業者選定基準は公告時に公表されるとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 81 | 19 | 第2 | 2 | (2) | イ | | 提案価格の最低基準等は設定されますか。 | 募集要項等で示します。 |
| 82 | 19 | 第2 | 2 | (2) | イ | | 本事業における入札形態については現在導入されている「低入札価格調査制度」の適用をお考えですか。 | 募集要項等で示します。 |
| 83 | 19 | 第2 | 2 | (3) | イ | | 事業者選定委員会について 「応募者の技術提案および提案価格の審査を行い、…」とありますが、施設の重要性と品質確保の観点から、提案価格については適正な「最低制限価格」の設定、若しくは最低制限価格に準じた「基準価格」の設定はありますか。 | 募集要項等で示します。 |
| 84 | 19 | 第2 | 2 | (3) | イ | | 事業者選定委員会について、 「委員会は、応募者の技術提案および提案価格の審査を行い、最優秀提案者を選定する」とありますが、施設の重要性と品質確保の観点から、提案価格については適正な「最低制限価格」の設定、若しくは最低制限価格に準じた「基準価格」の設定はありますか。 | No. 83を参照 |
| 85 | 19 | 第2 | 2 | (4) | | | 提案価格が最低制限価格を下回る場合は失格事項に該当しないのでしょうか。 | 募集要項等で示します。 |
| 86 | 19 | 第2 | 2 | (4) | エ | | 「事業者選定に影響を与えるような不誠実な行為」について、想定する具体的な事例および内容についてご提示願います。 | 個別の事案を勘案して判断するため、提示できません。 |
| 87 | 19 | 第2 | 2 | (4) | オ | | 「提案価格が業務に要する費用を超過した場合は失格」とのことですが、業務に要する費用は公告時に公表されますか。 | ご理解のとおりです。 |
| 88 | 19 | 第2 | 2 | (4) | オ | | 「業務に要する費用」については、いつ、どのように確認するのでしょうか。 | 募集要項等で示します。 |

実施方針に関する質問への回答

| No. | 頁 | 項目 | | | | 内容 | 回答 |
|-----|----|----|---|-----|---|---|---|
| 89 | 19 | 第2 | 2 | (4) | オ | 「業務に要する費用」は公告時に公表されるという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 90 | 20 | 第2 | 3 | (1) | ア | 「構成員となる市内建設企業の分担工事額は、建設工事請負額の20%以上とすること」との表記であるが、これは建設企業JVの中に構成する市内業者のJV比率が全体で20%以上という理解で宜しいでしょうか。 | 実施方針(変更版)をご覧ください。 |
| 91 | 20 | 第2 | 3 | (1) | ア | 「構成員となる市内建設企業の分担工事額は、建設工事請負額の20%以上とすること。」とありますが、建設工事請負額とは17P(12)「設計及び建設工事請負契約書においてあらかじめ定める額」のことを指しますか。 | No. 90を参照 |
| 92 | 20 | 第2 | 3 | (1) | ア | 構成員となる市内建設企業の分担工事額は、建設工事請負額の20%以上とすること、とありますが市内建設企業を複数社構成員とした場合、それぞれが20%以上の分担を負うのでしょうか。それとも全体で20%以上の分担と考えて宜しいのでしょうか。 | No. 90を参照 |
| 93 | 20 | 第2 | 3 | (1) | ア | 「ただし、構成員となる市内建設企業の分担工事額は、建設工事請負額の20%以上とすること。」とありますが、市内建設企業を複数構成員とする場合は、その合計額が20%以上という理解で宜しいでしょうか。 | No. 90を参照 |
| 94 | 20 | 第2 | 3 | (1) | ア | 「構成員となる市内建設企業の分担工事額は、建設工事請負額の20%以上とすること」とありますが、「建設工事請負額」とは、市内建設企業が分担する工種に係る建設工事請負額との理解で宜しいでしょうか。 | No. 90を参照 |
| 95 | 20 | 第2 | 3 | (1) | ア | 「建設工事請負額の20%以上」とは、事業者が提案する建設工事請負額の20%との理解で宜しいでしょうか。 | No. 90を参照 |
| 96 | 20 | 第2 | 3 | (1) | ア | 「構成員となる市内建設企業の分担工事額は、建設工事請負額の20%以上とすること。」とありますが、市内建設企業を複数構成員とする場合は、合計額を20%以上とすれば良いとの理解で宜しいでしょうか。 | No. 90を参照 |
| 97 | 20 | 第2 | 3 | (1) | ア | 『構成員となる市内企業の分担工事額は、建設工事請負額の20%以上』とありますが、 ①建設工事請負額とは本事業全体（基本設計、実施設計、建設工事）の請負額との理解で宜しいでしょうか。 ②構成員となる市内企業が複数存在する場合は、各市内企業がそれぞれの担当する『建設企業』（土木企業、建築企業、機械企業、電気企業）における分担工事額が、それぞれの『建設企業』内での20%以上との理解で宜しいでしょうか。 | ①建設工事請負額は、契約金額のうち建設工事に係る金額です。 ②No. 90を参照 |
| 98 | 20 | 第2 | 3 | (1) | ア | 「市内建設企業の分担工事額」とありますが、これは市内建設企業の工事請負金額という理解で宜しいでしょうか。 | No. 90を参照 |
| 99 | 20 | 第2 | 3 | (1) | ア | 市内建設企業の分担工事額について コンソーシアムの構成員となる市内建設企業の分担工事額は、建設工事請負額の20%以上とすることとありますが、この数値の設定根拠についてご教示ください。 | 地域経済への貢献や他都市の事例等を考慮し、設定したものです。 |
| 100 | 20 | 第2 | 3 | (1) | ア | 「建設工事請負額の20%以上」であることの確認はどのようにされるかご教示いただけますか。 | 協定書の写しなど確認できる資料の提出が必要です。 |

実施方針に関する質問への回答

| No. | 頁 | 項目 | | | | | 内容 | 回答 |
|-----|----|----|---|-----|---|--|--|----|
| 101 | 20 | 第2 | 3 | (1) | ア | 事業スキームとして、設計ならびに土木、建築、機械設備、電気設備工事を担う各企業によるコンソーシアムを構成することは理解できます。しかしながら、応募者は、「秋田市内に本社又は本店を置く建設企業1社以上を含むコンソーシアムとする」とされているだけで、地元企業が参加するための具体的な仕組が明示されておりません。 土木、建築、機械、電気の各建設企業1社以上の地元建設企業が参加することにより、整備後における適切なメンテナンスが可能となるとともに、地元企業への受注拡大につながることを期待できます。特に、機械、電気に関しては、地元企業が保守・維持管理に携わるることにより、継続的な雇用と関連企業への受注拡大が見込まれます。 このことから、本事業については、実施方針にも謳われている地域経済への貢献を目指して、コンソーシアムの構成を「秋田市内に本社又は本店を置く土木、建築、機械、電気の各建設企業1社以上の計4社以上を含む」として変更していただくよう提案いたします。 | 実施方針(変更版)をご覧ください。 | |
| 102 | 20 | 第2 | 3 | (1) | ア | 秋田市内に本社又は本社を置く建設企業は、構成員の1つにならなければならないという考えで宜しいでしょうか。 | 実施方針(変更版)をご覧ください。 | |
| 103 | 20 | 第2 | 3 | (1) | ア | 落札者の決定後、落札に至らなかった入札参加者の構成企業が、落札した入札参加者の構成企業から業務を再受託することを禁ずる文面が見当たりません。 落札に至らなかった入札参加者は、落札者から業務を再委託することができるという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 104 | 20 | 第2 | 3 | (1) | ア | 「建設工事請負額」とは、提案価格という理解で宜しいでしょうか。 | 契約金額のうち建設工事に係る金額です。 | |
| 105 | 20 | 第2 | 3 | (2) | ア | (ア) 適用される期間(いつからいつまで)をご教示ください。 | 実施方針P23「第2 3 (2) ウ」をご覧ください。 | |
| 106 | 20 | 第2 | 3 | (2) | ア | 「応募者は、秋田市内に本社又は本店を置く建設企業1社以上を含むコンソーシアムとする。」とありますが、秋田市内に本社又は本店を置く建設企業については、秋田市HPにある適用建設工事入札参加資格者名簿にある、市町村欄に秋田市と記載がある企業との理解で宜しいでしょうか。 | 秋田市ホームページの秋田市電子入札システム内の登録業者一覧をご確認ください。 | |
| 107 | 20 | 第2 | 3 | (1) | イ | 土木工事を行う「土木企業」と建築工事を行う「建築企業」は同一企業としても問題ないと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 108 | 20 | 第2 | 3 | (1) | イ | (イ) (ア) 土木企業、建築企業、機械企業、電気企業で構成する建設JVは、異業種による乙型JVを想定していますが、その理解で宜しいでしょうか。 | 甲型、乙型のいずれでも可能です。 | |
| 109 | 20 | 第2 | 3 | (1) | イ | 建設JVは、分担施工方式(乙型)の異業種JVでもよろしかったでしょうか。 | No. 108を参照 | |
| 110 | 20 | 第2 | 3 | (1) | イ | 建設JVは甲型、乙型いずれも可という理解で宜しいでしょうか。 | No. 108を参照 | |
| 111 | 20 | 第2 | 3 | (1) | イ | 「ア」に分担工事額との記載がありますが、建設JVは分担施工方式であるとの理解で宜しいでしょうか。 | No. 108を参照 | |
| 112 | 20 | 第2 | 3 | (1) | ウ | 参加申請・提案における代表企業と、建設JVの代表企業の変更は認めないとの理解で宜しいでしょうか。 | コンソーシアムの代表企業は、原文のとおりです。建設JVの代表企業は、原則として変更は認めません。 | |

実施方針に関する質問への回答

| No. | 頁 | 項目 | | | | | 内容 | 回答 |
|-----|----|----|---|-----|-----|-----|---|---|
| 113 | 20 | 第2 | 3 | (1) | ウ | | 代表企業が参加資格の申請および参加手続きを行うとありますが、応募（参加申請・提案）に関する代表企業と、建設JVの代表企業の変更は認められるとの理解で宜しいでしょうか。 | No.112を参照 |
| 114 | 20 | 第2 | 3 | (1) | ウ・エ | | 「各々の構成員が適切な役割を担う必要がある。」と示されている中で、提案構築期間はプロセスオーナーである「機械企業」が取り纏めを行った方が、より良い浄水場の提案構築が可能となる。一方、設計・建設期間中においては、工事分担額の比率、また分担工事期間や配置技術者の観点から、「土木・建築企業」が取り纏めを行う事が合理的である。そのため、ウ・エで示された参加資格申請等を行う代表企業（応募の代表企業）とP.15(10)事業スキームに示される施設建設の為に建設JV代表企業は、必ずしも同一である必要は無いとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 115 | 20 | 第2 | 3 | (1) | キ | | 文中の「市内業者」という文言について、下請業者同様「市内に本社を保有している資機材販売業者」という内容の理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 116 | 20 | 第2 | 3 | (1) | キ | | 『本事業の一部を下請業者に発注する場合は、可能な限り秋田市内に本社又は本店を置く業者を活用すること。』とありますが、一次業者だけでなく二次、三次業者も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 117 | 20 | 第2 | 3 | (2) | ア | (イ) | 秋田市の指名停止または入札参加資格停止の原因が、死亡事故等応募者の悪意によらない場合には、参加資格要件に抵触しない、という理解で宜しいでしょうか。 | 秋田市の指名停止又は入札参加資格停止期間中である企業は参加できません。 |
| 118 | 21 | 第2 | 3 | (2) | ア | | 対象となる営業停止の範囲は、停止を命じられた営業の範囲との理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 119 | 21 | 第2 | 3 | (2) | イ | (ア) | 設計企業に求められる管理技術者及び照査技術者は、いつの時点で決定する必要がありますでしょうか。 | 募集要項等で示します。 |
| 120 | 21 | 第2 | 3 | (2) | イ | | 調査、設計期間や機器設備等の製造期間の監理技術者の専任は不要との認識で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 121 | 21 | 第2 | 3 | (2) | イ | (ア) | 設計企業の参加資格要件のうちdの設計実績について、耐震補強設計業務の実績も認められるとの理解で宜しいでしょうか。 | 耐震補強設計業務の実績は認められません。 |
| 122 | 21 | 第2 | 3 | (2) | イ | (ア) | 設計企業に求められる管理技術者及び照査技術者は、事業スケジュールに示される、建設工事の着手（＝設計の完了）である令和6年6月まで配置すれば宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 123 | 21 | 第2 | 3 | (2) | イ | (ア) | 設計企業は一社だけではなくJVを組成することは可能性でしょうか。 | 可能です。 設計を複数の企業で行う場合は、1社が参加資格要件を全て満たすことが必要です。 |
| 124 | 21 | 第2 | 3 | (2) | イ | (ア) | 設計企業は一社だけではなくJVにて参加できると考えていますが、この様な理解で良いでしょうか。 | No.123を参照 |
| 125 | 21 | 第2 | 3 | (2) | イ | (ア) | 「設計企業は、次の各要件を全て満たす事」とありますが、設計JVでの参加を検討する場合、いずれかの1社が全ての要件を満たしていれば、JV構成各社は全てを満たさなくても問題ない、という理解で宜しいでしょうか。 | No.123を参照 |

実施方針に関する質問への回答

| No. | 頁 | 項目 | | | | | 内容 | 回答 |
|-----|----|----|---|-----|---|-----|--|---|
| 126 | 21 | 第2 | 3 | (2) | イ | (ア) | 設計企業の参加資格要件について、今回事業では設計業務の範囲が多岐に渡るため、コンソーシアムを複数の設計企業で組成し業務分担する体制が想定されますが、設計企業の要件のうち、a及びbは全ての設計企業が満たす要件、c及びdは設計企業の1社が満たせば良い要件との理解で宜しいでしょうか。 | No. 123を参照 |
| 127 | 21 | 第2 | 3 | (2) | イ | | 協力企業の参加資格要件は特に設定されていないという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 128 | 21 | 第2 | 3 | (2) | イ | | 構成企業が落札候補者にならなかった場合、他のコンソーシアムの協力企業になることはできないとの理解で宜しいでしょうか。 | No. 103を参照 |
| 129 | 22 | 第2 | 3 | (2) | イ | (イ) | 建設企業の参加資格要件について、秋田市内業者も担当する工事の特定建設業許可を求められるのでしょうか。 | 同一の工事を複数の企業で担当する場合は、1社が特定建設業許可を有する必要があります。 |
| 130 | 22 | 第2 | 3 | (2) | イ | (イ) | c コンソーシアム構成員の建設企業の要件について市内業者だけでも宜しいでしょうか。その場合、「ただし」以降の条件のみ満たしていれば宜しいでしょうか。 | コンソーシアム構成員の建設企業は市内業者だけでも構いません。ただし、建設企業は、「第2 3 (2)イ(イ)」に示す各要件を全て満たす必要があります。 |
| 131 | 22 | 第2 | 3 | (2) | イ | (イ) | C 秋田市内に本店を有する企業の格付けは「一般土木工事-A等級」、「建築一式工事-A等級」、「電気工事-A等級」、「機械器具設置工事-A等級」に登録されているものであること、とありますが1社を構成員とする場合これらの格付けを全て満たす必要があるのでしょうか。それともひとつの格付けを満たせばよいのでしょうか。その場合、電気工事または機械器具設置工事のA等級を満たす企業を選定した場合、一般土木工事・建築一式工事の総合点数が850点以上を満たせなくなる危惧がありますが宜しいでしょうか。 | 構成員となる「秋田市内に本社又は本店を置く企業」は「一般土木工事-A等級」、「建築一式工事-A等級」、「電気工事-A等級」、「機械器具設置工事-A等級」のいずれかに登録されている必要があります。 |
| 132 | 22 | 第2 | 3 | (2) | イ | (イ) | 応募者の参加資格要件について、秋田市内に本社・本店を置きA等級に登録されている企業の許可区分が一般である場合は、担当する工事の特定建設業許可を受けている企業を加えた複数でなければコンソーシアムに参加できないでしょうかご教示をお願いします。 | ご理解のとおりです。 |
| 133 | 22 | 第2 | 3 | (2) | イ | (イ) | 建設企業における配置技術者の要件は特段設定されておりませんが、対象工事毎に1名配置することで宜しいでしょうか。また同一の工種を複数で行う場合も1名の配置で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 134 | 22 | 第2 | 3 | (2) | イ | (イ) | 建設企業における配置予定技術者の配置期間は設計業務完了後、建設工事の着手時期からで宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 135 | 22 | 第2 | 3 | (2) | イ | (イ) | 工場製作を含む工種では、工場製作期間と現場施工期間の技術者を分けて配置して宜しいでしょうか。また、国土交通省が定める「監理技術者制度マニュアル」に従い工場製作期間の技術者には専任を求めないとの考えで宜しいでしょうか。 | 工場製作期間と現場施工期間の技術者を分けて配置しても構いません。また、工場製作期間の技術者には専任を求めません。 |
| 136 | 22 | 第2 | 3 | (2) | イ | (イ) | 建設企業には技術者要件の記載がありませんが、例えば土木一式工事であれば、その資格を有するものを監理技術者として配置すれば宜しいでしょうか。 | 募集要項等で示します。 |

実施方針に関する質問への回答

| No. | 頁 | 項目 | | | | | 内容 | 回答 |
|-----|----|----|---|-----|---|------|--|---|
| 137 | 22 | 第2 | 3 | (2) | イ | (イ)c | 電気工事を複数で実施する場合、1社が経審総合評定値（P点）1500点以上であればよいとされているが、1500点以上を持つ企業と秋田市内に本社又は本店を置く企業とが、電気工事におけるJVを結成することは可能との理解で宜しいでしょうか。 | 構成員となる秋田市内に本社又は本店を置く企業についても、秋田市内に建設業法でいう本店を有し、最新の建設業者等級格付名簿において「電気工事-A等級」に登録されている必要があります。 |
| 138 | 22 | 第2 | 3 | (2) | イ | (イ)c | 電気JVを結成する場合、当該JVのメンバーに経審総合評定値（P点）1500点以上の企業が必須であることとの理解で宜しいでしょうか。 | 市内建設企業のみで結成する場合、経審総合評定値（P点）1,500点以上の企業である必要はありません。 |
| 139 | 22 | 第2 | 3 | (2) | イ | (イ)c | 電気JVを結成する場合、そのJV代表者は経審総合評定値（P点）1500点以上であることとの理解で宜しいでしょうか。 | 市内建設企業のみで結成する場合、経審総合評定値（P点）1,500点以上の企業である必要はありません。 |
| 140 | 22 | 第2 | 3 | (2) | イ | | 建設JV内で同一の業務を複数で行う場合は、共同施工方式でも分担施工方式でも宜しいでしょうか。 | No.108を参照 |
| 141 | 22 | 第2 | 3 | (2) | イ | (イ)d | 施工実績について、コンソーシアムの構成員1社が実績を保有していればよいとの理解で宜しいでしょうか。それとも、機械器具設置工事を担当する企業に課せられる実績要件でしょうか。 | コンソーシアムの構成員1社が実績を保有している必要があります。 |
| 142 | 22 | 第2 | 3 | (2) | イ | (イ)d | 「浄水処理能力が10,000m ³ /日以上～工事実績があること。」とありますが、工事実績における対象の取水源は、表流水との理解で宜しいでしょうか。 | 水源の種類は指定はありません。 |
| 143 | 22 | 第2 | 3 | (2) | イ | (イ)d | 凝集沈殿施設及び急速ろ過施設の新設または更新の工事実績について、各施設を構成する一部機器のみの新設または更新工事は、実績として認めないとの理解で宜しいでしょうか。 (実績とならない工事の例) ・凝集沈殿施設：対象設備が掻寄機、フロキュレーターのみで、傾斜板や排泥設備が含まれていない工事 ・急速ろ過施設：対象設備がろ過砂のみで集水装置が含まれていない工事 | 一部機器のみの新設又は更新は実績として認められません。 |
| 144 | 22 | 第2 | 3 | (2) | イ | (イ)d | 「浄水処理能力が10,000m ³ /日以上～新設又は更新をした工事実績があること」とありますが、増設及び修繕は実績として認められないという理解で宜しいでしょうか。また、工事実績とは竣工した実績を指すとの理解で宜しいでしょうか。 | 前段：増設した浄水処理能力が10,000m ³ /日以上であれば認められます。修繕は認められません。後段：ご理解のとおりです。 |
| 145 | 23 | 第2 | 3 | (2) | イ | (イ) | 工事が長期にわたりますが、建設企業の現場代理人及び監理技術者の途中の変更は可能でしょうか。 | 募集要項等で示します。 |
| 146 | 23 | 第2 | 3 | (2) | ウ | (イ) | 構成員の変更は認められるとのことですが、代表者の変更も認めていただけるとの理解で宜しいでしょうか。 | 代表企業の変更は、原則として認めません。 |
| 147 | 23 | 第2 | 3 | (2) | ウ | (ウ) | 優先交渉権者決定以降、応募者の構成員が「第2-3-(2)の参加資格要件」を欠いた場合でも、優先交渉権者は失格とならない、という理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 148 | 23 | 第2 | 3 | (2) | ウ | | 「技術提案書提出の翌日から優先交渉権者を決定する日までの間」とありますが、技術提案書とは、第一次技術提案書を指すのですか。 | 第1次技術提案書ではありません。 |

実施方針に関する質問への回答

| No. | 頁 | 項目 | | | | 内容 | 回答 |
|-----|----|----|---|------|--|---|---|
| 149 | 24 | 第2 | 4 | | | 図表 16 事業者の募集および選定のスケジュールについて、入札は技術提案書の受付、締切と同時期との理解で宜しいでしょうか。 | 本事業は公募型プロポーザルであるため、入札ではなく提案価格に対する価格評価を行います。提案価格の提出の締切日は、募集要項等で示します。 |
| 150 | 24 | 第2 | 4 | 図表16 | | 技術対話は、各社の技術等が含まれるため対話事項は公表しないとの理解で宜しいでしょうか。また、公表される場合には、事前に応募者の承諾を得たものに限る、との理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 151 | 24 | 第2 | 4 | 図表16 | | 技術対話は、第1次技術提案書をもとに意見交換を行う位置づけと理解しますが、提案には各社独自の技術等が含まれるため、対話事項は公表しないとの理解で宜しいでしょうか。また、公表される場合には、事前に応募者の承諾を得たものに限るとの理解で宜しいでしょうか。 | No. 150を参照 |
| 152 | 24 | 第2 | 4 | 図表16 | | 現地見学会につきまして10月、令和4年1月以外にも開催される予定はありますでしょうか。 | ご意見として承ります。 |
| 153 | 24 | 第2 | 4 | 図表16 | | 技術提案書の作成にあたり、資料閲覧や提供を頂く機会がありますでしょうか。 | ご意見として承ります。 |
| 154 | 24 | 第2 | 4 | 図表16 | | 募集要項に関する質問等の受付、締切が2回設定されておりますが、2回目の質問等の対象は、1回目の質問回答に関する質問及び1回目で漏れていた質問等を受け付けていただけるとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 155 | 24 | 第2 | 4 | 図表16 | | 提案価格は、令和4年9月の技術提案書の受付、締切時に併せて提出するとの理解で宜しいでしょうか。 | 募集要項等で示します。 |
| 156 | 24 | 第2 | 4 | 図表16 | | 提案価格はいつお示しすれば宜しいのでしょうか。 | 募集要項等で示します。 |
| 157 | 24 | 第2 | 4 | 図表16 | | 図表 16 事業者の募集および選定のスケジュールについて、第1次技術提案書の受付、技術対話の実施時には提案価格等の提示の必要はないとの理解で宜しいでしょうか。 | 募集要項等で示します。 |
| 158 | 24 | 第2 | 4 | 図表16 | | 優先交渉権者の公表時には、事業費の他、評価ポイントや評価理由等も各項目ごとに公表されるという理解で宜しいでしょうか。 | 募集要項等で示します。 |
| 159 | 24 | 第2 | 4 | 図表16 | | 第1次技術提案書、技術対話、技術提案書の位置付けは、第1次技術提案をもとに技術対話を行い、要求水準等の理解の齟齬等があった場合には、提案書を修正して最終の技術提案書を作成するという理解でしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 160 | 24 | 第2 | 4 | 図表16 | | 令和4年9月の技術提案書提出に先んじて、令和4年6月に第1次技術提案書を提出を求める目的、及び第1次技術提案書の概要をご教示ください。 | 募集要項等で示します。 |
| 161 | 24 | 第2 | 4 | 図表16 | | 「第1次技術提案書」の内容について、用途・目的と9月に提出予定の技術提案書との違いを御教示願います。 また、第1次技術提案書の評価により、事業者選定候補から脱落する可能性があるのかについて御教示願います。 | 募集要項等で示します。 なお、第1次技術提案書では優劣を決めるものではありません。 |
| 162 | 24 | 第2 | 4 | 図表16 | | 令和4年6月提出期限の第1次技術提案書の受付と、令和4年9月提出期限の技術提案書の受付となっている提案書の内容の違いは、別途提示されるという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

実施方針に関する質問への回答

| No. | 頁 | 項目 | | | | 内容 | 回答 |
|-----|-----|-----|---|------|--|--|--|
| 163 | 24 | 第2 | 4 | 図表16 | | 10月に現地見学会を実施いただけることになりましたが、コロナ禍の状況を踏まえ、個別の企業毎に、現地見学を複数回実施する事を検討頂けないでしょうか。（仁井田浄水場の映像が、屋上からの映像しかなく、現状の中央監視施設状況等が把握出来なかったため） | ご意見として承ります。 |
| 164 | 25 | 第2 | 5 | | | 現地見学時の際のドローンの使用は不可ですが、浄水場上空以外よりの撮影は法の規定内であれば可能でしょうか。 | 可能です。 |
| 165 | 28 | 第3 | 3 | (1) | | モニタリングの内容について局は、事業者が行う設計業務及び工事業務等について「局で定める水準を下回ることが判明した場合、局は業務内容の改善を求める」とありますが、局で定める水準はどのようなものでしょうか。定量的にご教示願います。 | 要求水準書（案）、技術提案書等を踏まえ個別に判断します。 |
| 166 | 28 | 第3 | 3 | (1) | | 局が行うモニタリングの頻度はどのようにお考えでしょうか？ | 報告書類に基づき、週次、月次、年次等の頻度でのモニタリングを想定しています。具体的な内容については募集要項等で示します。 |
| 167 | 28 | 第3 | 3 | (1) | | 貴局が実施するモニタリングについて、想定されている頻度があればご教示下さい。 | No. 166を参照 |
| 168 | 28 | 第3 | 3 | (2) | | セルフモニタリングに係る費用は事業者の負担とするとありますが、要求水準書にはセルフモニタリングの記載がありません。セルフモニタリングの実施内容は自由であると考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 169 | 別紙2 | | | | | 雄和・南雄和地区への送水は、自由水面を持つ水槽への送水となっているのでしょうか。または、直接配水がなされているのでしょうか。送水ポンプの計画を行うために条件をご提示願います。 | 自由水面を持つ水槽への送水となっています。 |
| 170 | 別紙2 | | | | | 豊岩沈砂池の水位（HWL+7.718）が雄物川の水位（HWL+7.44）より高くなっているのは、何らかの理由があるのですか。 | 別紙2、図中の雄物川の水位は第1・第2取水地点の水位を示しており、沈砂池（豊岩取水場）の水位は第3取水地点の水位を示しています。第3取水地点は第1・第2取水地点より上流に位置するため、水位が高くなっています。 |
| 171 | 別紙4 | 1/4 | | | | 契約締結について、局、事業者いずれの責に帰すべき事由によらない理由により、契約が結べない、契約手続きに時間がかかったことによる工期延長は認められるという理解で宜しいでしょうか。 | 個別の事案を勘案して協議します。 |
| 172 | 別紙4 | 1/4 | | | | 法制度リスクについて、本事業に直接関わる法制度の新設、変更等は局負担とありますが、本事業に直接かかわる法制度とは、要求水準書案P13～15に示されている（5）遵守すべき関係法令等という理解で宜しいでしょうか。 | 要求水準書（案）P13～17「（5）遵守すべき関係法令等」に示すとおりです。 |
| 173 | 別紙4 | 1/4 | | | | 法制度リスクについて本事業に直接かかわる法制度とは、要求水準書案P13～15に示されている（5）遵守すべき関係法令等という理解で宜しいでしょうか。 | No. 172を参照 |
| 174 | 別紙4 | 1/4 | | | | 事業者が取得する許認可の遅延に関わるものは、「事業者」負担となっていますが、建築確認申請において、建築主事の状況により建築確認が遅れる等、事業者に関わらない理由で遅延が発生した場合、事業者のみの負担ではなく、局と協議する事項として、『上記以外の許認可の遅延に関わるもの』に該当するとして局の負担と考えて宜しいでしょうか。 | 募集要項等で示します。 |
| 175 | 別紙4 | 1/4 | | | | 第三者賠償リスクについて、騒音・振動・光・臭気の敷地境界線と制限値について御教示願います。 | 募集要項等で示します。 |

実施方針に関する質問への回答

| No. | 頁 | 項目 | 内容 | 回答 |
|-----|-----|-----|---|--|
| 176 | 別紙4 | 1/4 | 第三者賠償リスクについて、設計段階における水圧の悪化に関するものは事業者リスクとありますが、具体的な箇所（どの箇所における水圧）と水圧の値を御教示願います。 | 現時点で想定している箇所はありません。 |
| 177 | 別紙4 | 2/4 | 「住民対応」リスクについて、事業者が分担するリスクは、事業者の責に帰すべき事由によるものとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 178 | 別紙4 | 2/4 | 住民対応について、本事業の実施そのものの説明会などは局にて実施いただける理解で良いでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 179 | 別紙4 | 2/4 | 現時点で寄せられたことのある、本施設に対する住民要望があれば御教示下さい。 | 特にありません。 |
| 180 | 別紙4 | 2/4 | 住民対応について、事業者負担となるのは、事業者に明確な帰責があった場合のみという理解で宜しいでしょうか。 | 調査・設計・施工に関するものをご理解ください。 |
| 181 | 別紙4 | 2/4 | 「教育・研修の関連経費及び予備要因の配置又は応援要員の確保」の頻度や、規模をご提示ください。 | 本リスクは、本事業の遂行のために事業者が行う教育・研修に係るものを想定したものであり、教育・研修の時間および頻度は事業者の範疇とご理解ください。 |
| 182 | 別紙4 | 2/4 | 「教育・研修」リスクについて、「関連経費および予備要員の配置又は応援要員の確保」とありますが、これはどのような教育・研修についての経費や人材確保を指しているのでしょうか。 | No. 181を参照 |
| 183 | 別紙4 | 2/4 | 教育・研修について、貴局の指示又は要望に基づくものは貴局のご負担という理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 184 | 別紙4 | 2/4 | 労務リスクにおける教育・研修について、予備要員の配置または応援要員の確保とありますが、教育・研修する時間と頻度を御教示願います。 | No. 181を参照 |
| 185 | 別紙4 | 2/4 | 事業者の従業員の不誠実行為（贈収賄、情報漏洩等）による業務停止、契約解除についてが記載されていますが、契約解除の対象期間（例えば契約締結まで等）をご提示いただけないでしょうか。 | 募集要項等で示します。 |
| 186 | 別紙4 | 2/4 | 不正犯罪について、本事業に係る不誠実行為に限定されるという理解で宜しいでしょうか。 | 個別の事案を勘案して判断します。 |
| 187 | 別紙4 | 2/4 | 見学者対応の項目において、他の項目と合わせるように、「上記以外の設備による見学者が怪我をした場合」という項目を追記頂き、既設流用設備での怪我に関しては、局の責任として明示頂けないでしょうか。 | ご意見として承ります。 |
| 188 | 別紙4 | 2/4 | 「見学者対応」リスクについて、事業者が分担するリスクは、事業者の責に帰すべき事由によるものとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 189 | 別紙4 | 2/4 | 「見学者対応」リスクについては、工事期間中の既存施設への見学者対応という理解で宜しいでしょうか。 | 工事現場内の見学者対応も含まれます。 |
| 190 | 別紙4 | 2/4 | 見学者対応について、更新整備の不備か否かはどのように判断されるのでしょうか。また、事業者負担が求められるのは契約不適合責任期間中のみという理解で宜しいでしょうか。 | 募集要項等で示します。 |

実施方針に関する質問への回答

| No. | 頁 | 項目 | 内容 | 回答 |
|-----|-----|-----|---|--|
| 191 | 別紙4 | 2/4 | リスク分担表の「見学者対応」の欄で、更新整備の不備によって見学者が怪我をした場合は事業者側の負担となっていますが、本条項の期間はどのようにお考えでしょうか。また、維持管理の不備に起因する場合(例：維持管理業務の資機材搬入中に破損した手摺りを修繕していない。)は、事業者にはリスクは無いという理解で宜しいでしょうか。 | 個別の事案を勘案して判断します。 |
| 192 | 別紙4 | 2/4 | 事業者の発注する業務について、事業者が負担することが当然と考えますが、本リスク分担表に記載された意図をご教示願えますでしょうか。 | 事業者が発注する業務について、事業者の責により遂行することを求めたものです。 |
| 193 | 別紙4 | 2/4 | 事業者の発注する業務について、局から事業者へ発注する業務の契約内容に変更があった際、局による事由の場合は、局負担という理解で宜しいでしょうか。 | 個別の事案を勘案して協議します。 |
| 194 | 別紙4 | 2/4 | 注釈2について、事業者の管理義務の懈怠の有無は、事業者が提示した資料に基づき貴局が合理的な説明を以って事業者の責任を立証した場合に限り、事業者がリスクを負担するという理解で宜しいでしょうか。 | 募集要項等で示します。 |
| 195 | 別紙4 | 3/4 | 共通 不可抗力について、注記4「一定の割合を超える費用負担は局、それ以外は事業者が負担する」とありますが、一定の割合とは契約書等で定められるものと推察しますが、その適用については、事象ごとに都度協議によって決定されるという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 196 | 別紙4 | 3/4 | 不可抗力について、新型コロナウイルス感染症等の疾病も含まれるという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 197 | 別紙4 | 3/4 | 不可抗力について、対象は「1事象・1年度」であり、同一事象で数年間継続する場合、当該事象は不可抗力として扱わず、事業者の一定程度の負担は求められないという理解で宜しいでしょうか。 | 募集要項等で示します。 |
| 198 | 別紙4 | 3/4 | 不可抗力について、対象となる設備は本事業で新設する設備に限定され、既設流用設備については対象外(貴局にて負担)であるという理解で宜しいでしょうか。 | 募集要項等で示します。 |
| 199 | 別紙4 | 3/4 | (不可抗力) 戦争・風水害・地震の他、不可抗力と認められる事象(例：疫病)について、貴市の想定をご教示ください。 | 募集要項等で示します。 |
| 200 | 別紙4 | 3/4 | 「物価変動」の詳細については、建設工事請負契約書(案)等にて今後公表されるとの認識で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 201 | 別紙4 | 3/4 | 「局が実施した測量・調査に関するもの」については局の負担となっていますが、別紙6地質調査結果の土質データが大きく異なり、例えば杭長などが大きく、提案時の設計から変わる場合には、設計変更の対象として頂けるのでしょうか。 | 個別の事案を勘案して協議します。 |
| 202 | 別紙4 | 3/4 | 「遺産・遺跡の存在に関するもの」は局の負担になっていますが、遺産・遺跡が確認された場合は、工期に大きく影響を与える可能性があります。現状分かっているものを開示いただけないでしょうか。 | 埋蔵文化財調査の対象区域ではないので、調査は行っておりません。 |
| 203 | 別紙4 | 3/4 | 共通 物価変動に関して、物価変動の基準日を明示頂けないでしょうか。(契約日、詳細設計内容確定日等) | 募集要項等で示します。 |

実施方針に関する質問への回答

| No. | 頁 | 項目 | | | | 内容 | 回答 |
|-----|-----|-----|-----|--|--|--|--|
| 204 | 別紙4 | 3/4 | | | | 共通 物価変動について、注記4 「一定の割合を超える物価変動は局、それ以外は事業者が負担する」とありますが、一定の割合とは契約書等で定められるものと推察しますが、その適用については、事象ごとに都度協議によって決定されるという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 205 | 別紙4 | 3/4 | | | | 物価変動についての事業者の一定の割合に関する算定基準根拠と具体的な数値を御教示願います。 | No. 203を参照 |
| 206 | 別紙4 | 3/4 | | | | 調査・設計 測量・調査について 「上記以外の測量・調査に関するもの」は事業者のみ○になっていますが、例えば提案時点で貴局が実施していない調査内容について、受注後の事業者の調査によって判明するリスク(有害物質等および既存図面に記載のない撤去を要する埋設物等)については、提案時には予見することが不可能であるため、事業者のリスクからは除外されるという理解で宜しいでしょうか。 | 募集要項等から推測される内容と著しい乖離があること、かつこれらについて事業者に予見可能性がないことを事業者が明確に示した場合に限り、局と事業者で協議の上、対応方針を決定します。 |
| 207 | 別紙4 | 3/4 | | | | 調査・設計 各種負担金について、豊岩浄水場は特高受電から高圧受電になることから供給変更になると考えます。よって、高圧給電に伴う電力会社殿工事負担金も貴局という理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 208 | 別紙4 | 3/4 | | | | 用地リスクについて、「その他予見できないこと」には埋蔵文化財等も含まれるという理解で宜しいでしょうか。 | 個別の事案を勘案して協議および決定します。 |
| 209 | 別紙4 | 3/4 | | | | 建設 工事監理について、 「工事現場管理に関するもの」については事業者負担となっていますが、整備対象外施設の工事現場管理事由による損害等のリスクは対象外と考えて宜しいでしょうか。 | 個別の事案を勘案して判断します。 |
| 210 | 別紙4 | 3/4 | | | | 建設 工事費増大について、 新規受電のため電力会社の既設変電所で容量が足りず、別変電所から受電する際、送電線工事負担金が発生する場合の所掌は都度協議によって決定されるという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 211 | 別紙4 | 3/4 | | | | 建設 工事費増大について、 別紙5～8の測量・地質調査データと実際の地質に相違があり施工量が増大した場合の所掌は、都度協議によって決定されるという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 212 | 別紙4 | 3/4 | | | | 欄外3、4「一定の割合」について具体的な割合をお示し下さい。 | 個別の事案を勘案して協議および決定します。 |
| 213 | 別紙4 | 3/4 | | | | 共通リスクとして、施設損傷についての事業者の一定の割合に関する算定基準根拠と具体的な数値を御教示願います。 | No. 212を参照 |
| 214 | 別紙4 | 3/4 | 注記3 | | | 「一定の割合を超える費用負担」とありますが、具体的に「一定の割合」を%でご教示ください。 | No. 212を参照 |
| 215 | 別紙4 | 3/4 | 注記4 | | | 「一定の割合を超える物価変動」とありますが、具体的に「一定の割合」を%でご教示ください。 | No. 212を参照 |
| 216 | 別紙4 | 4/4 | | | | 建設 施設損傷について、 注記8「一定の割合を超える費用負担は局、それ以外は事業者が負担する」とありますが、一定の割合とは契約書等で定められるものと推察しますが、その適用については、事象ごとの都度協議によって決定されるという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

実施方針に関する質問への回答

| No. | 頁 | 項目 | | | | 内容 | 回答 |
|-----|-----|-----|-----|--|--|---|---------------------------------------|
| 217 | 別紙4 | 4/4 | | | | 「性能未達」リスクについて、性能はいつまで保証しなければならないのでしょうか。引渡し時に性能が発揮を確認していただいた時点で受注者は免責されるとの理解で宜しいでしょうか。 | 募集要項等で示します。 |
| 218 | 別紙4 | 4/4 | | | | 安全確保に関する工事現場の定義としては、建設中における現場範囲とし、浄水場運用に関わる共用部分で災害があった場合については、局側の負担との理解で宜しいでしょうか。 | 個別の事案を勘案して判断します。 |
| 219 | 別紙4 | | | | | リスク分担表にて明確化されなかったリスクについては、受注後に協議のうえ適正にリスク分担されるという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 220 | 別紙4 | | | | | 原水水質の変動リスクについてご教示ください。また、貴市にて想定する原水水質条件を超過した場合の処理不良に関するリスクは、貴市にあると理解して宜しいでしょうか。 | 個別の事案を勘案して判断します。 |
| 221 | 別紙4 | | | | | 既存施設を継続使用することを鑑み、既存施設に起因する処理不良などのリスクは貴市にあると理解して宜しいでしょうか。 | 個別の事案を勘案して判断します。 |
| 222 | 別紙4 | 4/4 | | | | 欄外8「一定の割合」について、具体的な割合をお示し下さい。 | 個別の事案を勘案して協議および決定します。 |
| 223 | 別紙4 | 4/4 | 注記8 | | | 「一定の割合を超える費用負担」とありますが、具体的に「一定の割合」を%でご教示ください。 | No. 222を参照 |
| 224 | 別紙6 | 第3 | | | | ボーリング柱状図に室内試験を実施した記述がありますが、室内試験の結果を開示頂けないでしょうか。 | 開示します。 開示方法について別途、局ホームページでお知らせします。 |
| 225 | | | | | | 事業者選定期間中に配置予定者は必要となりますか。またその際、事業者選定期間中に別の工事に配置登録している技術者（実工事期間は専任配置）でも宜しいですか。 | 事業者選定期間中は技術者の配置は必要ありません。 |